

# 「人」が主役となるものづくり革新推進コンソーシアム 運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17 規程第 44 号）に基づいて設置する、「人」が主役となるものづくり革新推進コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

## 第1章 総則

### （名称）

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）研究戦略本部 ウエルビーイング実装研究センターに、「人」が主役となるものづくり革新推進コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

2 本コンソーシアムの英語名称は Consortium for Human-Centric Manufacturing Innovation とし、略称は HCMI コンソとする。

### （目的）

第2条 本コンソーシアムは、変種変量生産への変革をはじめ、ものづくり産業の市場・製造現場等の環境が大きく変化している中、人と機械が最適に協調する生産手法等「新たなものづくり」を確立することで、グローバルな産業競争力を強化することを目的とし、その目的に資するために次に掲げる活動を行う。

- (1) 基盤技術確立のための本格研究に向けた先導研究、実証支援及び評価の推進。
- (2) 本コンソーシアム内の活動において収集するデータ（以下「収集データ」という。）の管理や産業利用推進。
- (3) 社会実装、実事業展開促進に向けた技術導入支援及び人材育成等の推進。
- (4) 関連事項の本格研究に向けた先導研究、調査及び検討等を行う研究会等の運営。
- (5) 認知向上、普及啓発に向けた情報発信及び情報共有。
- (6) 前各号に掲げる活動に附帯又は関連する活動。

## 第2章 会員

### （種別）

第3条 会員は、以下の区分とする。

- (1) 正会員 本コンソーシアムの趣旨に賛同し活動を行う個人又は団体で第6条に定める会費（以下「会費」という。）の口数に応じ以下の A、B、又は C の 3 種類に区分される。

正会員 A 40 口以上

正会員 B 10 口以上 40 口未満

正会員 C 1 口以上 10 口未満

- (2) 特別会員 運営委員会において招待することを定めた個人及び団体。  
及び、第31条で選任された監事
- (3) 連携団体会員 本コンソーシアムの趣旨に賛同し、第4条第8号に掲げる活動を行う団体。
- (4) 協力会員（短期招待制） 運営委員会により、特定の役割を期待して、期間限定（2年）で招待することを定めた、個人及び団体。
- (5) 地域協力会員（短期招待制） 30条で運営委員会が設置することを決定した地域拠点において特定の役割を期待して拠点長が期間限定（2年以下）で招待することを運営委員会に申請し、承認された、個人及び団体。

#### （会員の権利・義務）

第4条 会員は、前条に定める区分に応じ、次の各号の権利を有する。

- (1) 正会員 A は、第2条に掲げるすべての活動に参加することができる。
- (2) 正会員 A は、第12条第2号に定める理事会（以下「理事会」という。）  
及び同条第3号に定める運営委員会（以下「運営委員会」という。）に参加し本コンソーシアムに対してその権利を行使する者として、それぞれ理事及び運営委員を指名することができる。当該理事及び運営委員は、各々理事会、運営委員会に届け出て、承認を受けなければならない。なお理事は運営委員を兼ねることができる。
- (3) 正会員 B は、第2条に掲げるすべての活動に参加することができる。
- (4) 正会員 C は、第2条第3号から第6号に掲げる活動に参加することができる。
- (5) 正会員は、第12条第1号に規定する総会（以下「総会」という。）において口数に応じた議決権を有し、議決権を持つ会員が総会に欠席する場合は、事前に理事会の承認を得た代理出席者又は総会の議長に権限を委任することが出来る。
- (6) 特別会員は、第2条第3号から第6号に掲げる活動に参加することができる。但し、運営委員会の承認が得られた場合、同条第1号及び第2号に掲げる活動にも参加することができる。
- (7) 特別会員は、総会に参加することができるが、議決権を有さない。
- (8) 連携団体会員は、第2条第5号から第6号に掲げる活動に参加することができる。但し、運営委員会の承認が得られた場合、同条第3号に掲げる活動にも参加することができる。
- (9) 協力会員（短期招待制）は議決権を持たず、運営委員会の認定・承認の元、主催者に招待された活動のみ参加することができる。
- (10) 地域協力会員（短期招待制）は議決権を持たず、運営委員会の認定・承

認の元、活動範囲を地域拠点活動に限定し、主催者に招待された活動のみ参加することができる。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

- (1) 会員は、第6条に規定する会費を負担するものとする。
- (2) 会員は、本会則その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会、理事会又は運営委員会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため協力するものとする。

(入会)

第5条 入会希望者は、別に定める入会申込書により申し込みをし、運営委員会の承認を受けなければならない。

2 申込書で届け出た内容の変更については第43条に定める事務局（以下「事務局」という。）に届けなければならない。

(会費)

第6条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員の一会計年度の会費は消費税を含み一口あたり10万円とする。
  - (2) 特別会員については、会費徴収を行わない。
  - (3) 連携団体会員については、理事会において会費額を決定する。
- 2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時に会費を徴収することができる。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができます。

(除名)

第8条 会員が本会則その他本コンソーシアム内規則に違反したとき、本コンソーシアムの名誉を傷つけ若しくは目的に反する行為をしたとき又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、理事会の決議によりその会員を除名することができる。

- (1) 会員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は会員の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 会員及び会員の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 会員及び会員の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 会員及び会員の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかつたとき。
- (2) 当該会員である企業等が解散したとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本コンソーシアムに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

- 2 本コンソーシアムは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及び臨時費は、これを返還しない。

### 第3章 組織等

#### (役員等)

第11条 本コンソーシアムは、役員として、会長1名、副会長及び理事若干名を置く。会長は、産総研に所属する執行責任を担う役職員（領域長、執行役員、理事等）のうち、総会の承認を受けた者とする。副会長は、正会員Aのうち、会長が推薦し、総会の承認を受けた者とする。理事は、第4条第2項の定めるところにより、理事会の承認を受けた正会員Aとする。

- 2 運営委員は、第4条第2項の定めるところにより、運営委員会の承認を受けた正会員Aとする。運営委員のうち、1名を運営委員長とする。運営委員長は、理事の中から理事会において選任する。
- 3 運営委員長は、産総研サイバーフィジカルシステム研究棟模擬工場の運営責任を担う代表者を運営委員に指名することができる。
- 4 特別会員のうち、有識者として理事会が必要と認めた会員を理事、運営委員会が必要と認めた会員、但し地域拠点の拠点長を除く、を運営委員にそれぞれ指名することができる。
- 5 会長または運営委員長は毎年の活動内容を踏まえて、当該年度の活動推進に必要なアドバイザを推薦し、それぞれ理事会、運営委員会の承認をもって任命するこ

とができる。会長、運営委員長が任命するアドバイザはそれぞれの要請に応じてコンソ活動に対するアドバイスを実施いただくこととする。アドバイザの再任は妨げない。

- 6 本コンソーシアム発展のために有益な助言をなしうる者として、会長・副会長・監事経験者から、必要に応じて会長が理事会の承認を得て名誉顧問を委嘱することができる。名誉顧問は議決権、報酬はなしとする。

#### (組織等の構成)

第12条 本コンソーシアムは、主に以下の組織及び会議体で構成する。

- (1) 全会員で構成する総会。
- (2) 会長、副会長及び理事で構成する理事会。
- (3) 運営委員で構成する運営委員会。
- (4) 運営委員会が定めた各種部会。
- (5) 運営委員会の承認を受けて設置された部会、研究会又は地域拠点。

#### (会長等の任期)

第13条 会長、副会長、理事、運営委員長、運営委員の任期は、選任後3年目の本コンソーシアムの事業年度末までとし、再任を妨げない。

- 2 任期途上の交代、任期満了時交代、再任については、以下のとおりとする。
- (1) 会長、副会長は、総会の承認が必要。
  - (2) 運営委員長は理事会の承認が必要。
  - (3) 理事は理事会の承認、運営委員は運営委員会の承認が必要。

#### (会長等の報酬)

第14条 会長、副会長、理事、運営委員長、運営委員は、無報酬とする。

#### (会長等の職務権限)

第15条 会長は、本コンソーシアムを代表し、総会及び理事会の議長を務める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、会長の職務を代行する。
- 3 運営委員長は、総会及び理事会の決議事項に基づき運営委員会を開催し、議長を務める。

### 第4章 総会

#### (総会の権限)

第16条 総会は、次の事項の議決権を持つ。

- (1) 会長、副会長の選任及び解任
- (2) 監事の選任
- (3) 活動計画及び予算

- (4) 活動報告及び決算
- (5) 本会則の変更
- (6) 解散

(総会の開催)

第17条 総会は、年1回開催する。

- 2 総会は、会長が必要と認めたとき、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は正会員が持ち、会費口数分の議決権をもつ。

(総会の決議)

第19条 総会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる会員の全議決権の過半数の賛同をもって行う。

- 2 総会において決議を行う議題について、特別の利害関係を有する会員は当該決議に加わることができない。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成し、会長がこれを発行する。

## 第5章 理事会

(理事会の権限)

第21条 理事会は、本会則に別に定めるものほか、次の事項の議決権を持つ。

- (1) 本コンソーシアム内規則の制定、変更及び廃止。
- (2) 運営委員会の定める事業計画及び予算の承認。
- (3) 特別会員の承認。

(理事会の開催)

第22条 理事会は、原則として年2回開催する。

- 2 理事会は、その他次の各号の一に該当する場合に開催することができる。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が必要と認め、招集するとき。
- 3 理事会は、前項第3号に該当する場合を除き、会長が招集する。

(理事会の決議)

第23条 理事会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の

利害関係を有する理事を除く理事の過半数の賛同をもって行う。

- 2 理事が理事会に欠席する場合は、議長にその権限を委任する。

(理事会の決議の省略)

第24条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の議事録)

第25条 理事会の議事については、議事録を作成し、会長がこれを発行する。

## 第6章 運営委員会

(運営委員会の職務)

第26条 運営委員会は、総会において決議された範囲において、次の事項を遂行する。

- (1) 運営方針に基づいた本コンソーシアム事業の企画、予算の編成及び理事会への提案。
- (2) 理事会において承認された事業の運営、実行。
- (3) 理事会の議案策定及び提案。
- (4) 新規入会希望の可否判断。
- (5) 部会、研究会等の創設、解散及び進捗管理。
- (6) 総会及び理事会の決議を要さない事項の決議。
- (7) 第2条第1号及び第4号に定める活動において開示された情報（但し秘密として特定され開示を受けた場合を除く。）、共有の成果（知的財産権を含む。）及び資産の取扱いに係る方針の調整。
- (8) 地域拠点の創設、解散、進捗管理及び本コンソーシアム活動への貢献、拠点間の公平性、レギュレーションの順守の観点で活動評価と適正管理。

(運営委員会の開催)

第27条 運営委員会は、原則として年4回開催する。

- 2 運営委員会は、その他次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 運営委員長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員長以外の運営委員から招集の請求があったとき。

- 3 運営委員会は、運営委員長が招集する。

- 4 運営委員長は必要に応じて、部会長、地域拠点長を運営委員会にオブザーバ（議決権なし）として招集することができる。

(運営委員会の決議)

第28条 運営委員会の決議は、別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する運営委員を除く運営委員の過半数の賛同をもって行う。

2 運営委員が運営委員会に欠席する場合は、議長にその権限を委任する。

(運営委員会の議事録)

第29条 運営委員会の議事については、議事録を作成し、運営委員長がこれを発行する。

(部会・研究会・地域拠点の設置)

第30条 運営委員会は、本コンソーシアムの活動を円滑に行うため、特定の事項の検討等を行う部会、研究会又は地域拠点を設置することができる。

## 第7章 監事

(監事の選任)

第31条 監事は、総会において、2名以内を選任する。なお監事は、本コンソーシアムの役員及び運営委員を兼ねることはできない。

(監事の任期)

第32条 監事の任期は、選任後2年目の本コンソーシアムの事業年度末までとし、再任を妨げない。

(監事の職務)

第33条 監事は、第2条各号に掲げる本コンソーシアムの活動を監査し、監査報告を作成し、総会に提出する。

2 監事は、必要に応じ理事会に対して事業の報告を求め、本コンソーシアムの業務及び財務の状況の調査をすることができる。

(監事の解任)

第34条 監事は、書面によるすべての会員の過半数以上の多数の決議をもって、解任することができる。

(報酬等)

第35条 監事は、無報酬とする。

## 第8章 事業計画、予算の決算

(事業年度)

第36条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営費)

第37条 本コンソーシアムの運営費は、会員からの会費をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本コンソーシアムの事業計画書、収支予算書については、運営委員会で作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の承認を受けた書類は、総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、運営委員長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することを事務局に指示する。
- 4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 本コンソーシアムの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、運営委員長が次の書類の作成を事務局に指示し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支決算報告書
- 2 前項の承認を受けた書類は、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 運営会則の変更、継続判断と解散及び清算

(会則の変更)

第40条 本会則は、総会の承認をもって変更することができる。

(設置期間)

第41条 本コンソーシアムの設置期間は、2029年3月31日までとする。

(継続判断)

第42条 本コンソーシアムは、7年毎に役割、事業成果及び内容を吟味し、総会において、全議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって継続、解散又は運営体制の変更を決定する。

(解散)

第43条 本コンソーシアムは、書面により全議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成意見をもって総会を開催し、決議を経て解散することができる。

(残余財産の帰属等)

本コンソーシアムが清算をする場合において有する残余財産は、産総研の所内規程等に従い取り扱いを決定する。

第10章 事務局

(設置及び職務)

第44条 本コンソーシアムの事務を処理するため、産総研情報・人間工学領域人工知能研究センター内に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。また所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、会長、運営委員長の承認を得て任免する。
- 4 事務局長は、事務局内役職を任命できる。
- 5 事務局長は、運営委員長の指示に従い、予算の執行及び管理を行う。
- 6 事務局長は理事会、運営委員会に事務局代表として参加する。
- 7 本コンソーシアムは、主たる事務所を産総研臨海副都心センター内に置く。

第11章 補則

(情報)

第45条 本コンソーシアムにおいて、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

- 2 本コンソーシアムにおいて、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。
- 3 第1項により開示された情報に基づいて会員が発明を為したときは、直ちに運営委員会に通知するものとし、その取り扱いについて別途協議の上決定する。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第46条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転をするものと解釈してはならない。

- 2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等の契約の定めによるものとする。

(その他)

第47条 本会則に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 本会則は、2019年4月10日から施行する。
- 2 本コンソーシアムの設立初年度の事業年度は、第39条の規定に関わらず、第1回総会開催日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 3 第11条、第16条に関わらず、第1期の会長は産総研情報・人間工学領域長が務めることとする。

制定 2019年4月4日

改定 2021年6月10日

第3回総会（2021年6月10日）で以下の改定を議決し、議決に従い改定

- ・第3条（2）：特別会員の特別枠として監事を招待する
- ・第31条：監事選任条件を会員に限定しない

改定 2022年6月9日

第4回総会（2022年6月9日）で以下の改定を議決し、議決に従い改定

- ・第3条（4）、（5）：会員区分に協力会員 地域協力会員を追記
- ・第4条（9）：協力会員、地域協力会員の権利を追記
- ・第11条 4項：地域19拠点の拠点長は運営委員を兼ねられないことを追記
- ・第12条（5）、第30条：地域拠点を組織構成として明記し、設置について追記
- ・第26条（8）：運営委員会の責務に地域拠点の創設、解散、進捗管理、評価、運用適正管理を追記
- ・第27条 4項：運営委員会に地域拠点長が議決権をもたないオブザーバとして参加可であることを追記。
- ・第30条 4項：部会・研究会の設置に加えて地域拠点設置を追記

改定 2023年6月19日

第5回総会（2023年6月19日）で以下の改定を議決。議決に従い改定

- ・第11条 5項 アドバイザの任命と役割を追加

改定 2025年4月1日

- ・コンソーシアム所属変更対応で、所属変更

改定 2025年6月11日

第7回総会（2025年6月11日）で以下の改定を議決。議決に従い改定

- ・第11条 6項 名誉顧問の新設
- ・第11条 1項 産総研組織改編に伴った会長の条件見直し
- ・第42条 繙続判断期間を産総研の期に合わせて7年に変更

- ・第41条 42条の変更に伴い設置期間変更